

# 熱中症予防のために

～重篤化させないための、適切な対策をお願いします～

渴く前に飲む！



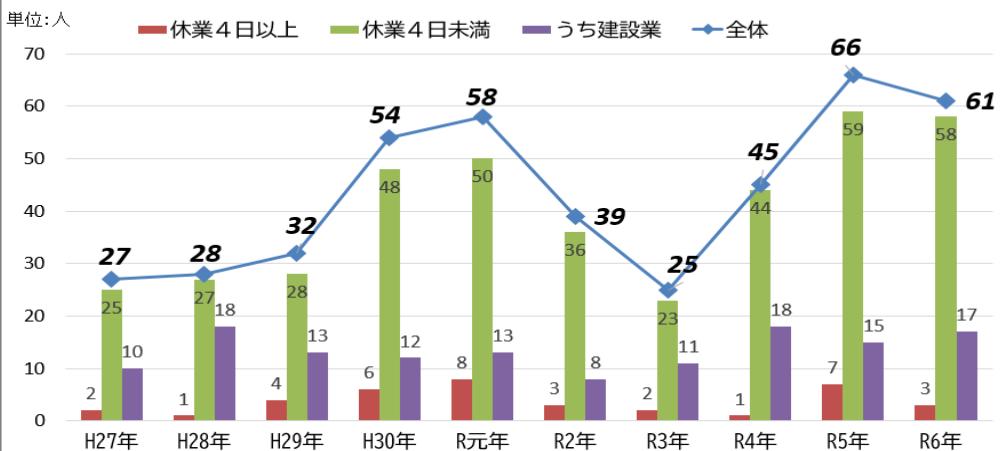
労働災害防止キャラクター  
チューイ カン吉

令和6年、山梨県内で熱中症を発症し、休業した労働者は61人（うち休業4日以上の被災労働者は3人）で、前年の66人（うち休業4日以上の被災労働者は7人）より減少したものの、依然として高止まりの傾向にあります。

発生件数の内訳を業種別にみると、建設業が17人と最も多く、続いて警備業が10人、製造業が7人、商業が5人の順となっています。

熱中症は、屋外作業場のみならず、屋内作業場でも発生しています。暑さ指数(WBGT)を活用して、職場における熱中症を防ぎましょう！

熱中症による死傷者数の推移



山梨労働局  
熱中症特設ページ



厚生労働省  
職場における  
熱中症予防情報サイト



環境省  
熱中症予防  
情報サイト



## ★労働安全衛生規則 改正のポイント（令和7年4月15日改正 同年6月1日から施行）

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※ 臨時・非定常作業  
も含まれます

基本的な考え方



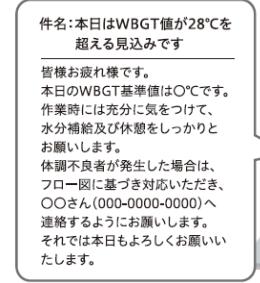
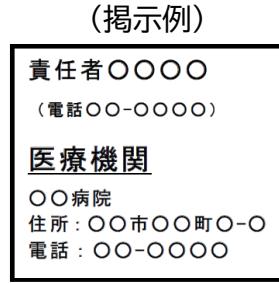
→ 判断する



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

周知の例…朝礼やミーティングでの周知、事務所や休憩所等わかりやすい場所への掲示・メールやインターネットでの周知



- 定期的に熱中症の教育を行いましょう。作業中は巡回を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認してください。
  - 単独作業を避けられない場合は、ウェアラブルデバイス等の導入や体調の定期連絡など、常に状況を確認できる態勢の確保を。
  - 本人や周りが少しでも異常を感じたら、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却を行うとともに、ためらうことなく病院に搬送しましょう。
- 判断に迷う場合は、# 7119 の活用を！